

総合評価落札方式にかかる事務手引き 【建設工事】

改正内容

総合評価落札方式の評価内容に「県内開発建設技術」を追加。
ただし、県内開発建設技術の使用が可能な工事に限る。

○適用

令和元年8月1日以降の公告分から適用